

2・3号認定(保育) 持ち物チェックシート

☆全員が持参するもの

子どものための教育・保育給付認定申請書(現況届)兼保育利用申込書

保育の必要性を証明する書類(父母それぞれ)

※兄弟姉妹入園の場合
父母1部ずつでOK

※令和8年4月1日以降
の状況を確認できる必
要があります。

○会社員等雇用主がある方…就労証明書

○自営業の方…就労証明書および新規の場合は営業許可証などの写し添付

○農業(自営)の方…就労証明書および農地基本台帳の写し

○病気、障害等の方…診断書(町指定の様式)

○その他…裏面をご確認ください。

児童および同居者のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)

来庁者の本人確認書類(運転免許証など)

☆保護者以外の方が来庁される場合

委任状

☆児童または同居者に障害がある方がいる場合

次のいずれかの写し

・身体障害者手帳

・愛護(療育)手帳

・精神障害者保健福祉手帳

・特別児童扶養手当証書

・障害年金証書

☆就学前の兄弟姉妹が以下の特定施設を利用している場合

次の施設の在園(在所)証明書 ※令和8年4月1日時点で在籍

・新制度に移行しない幼稚園

・特別支援学校幼稚部

・児童発達支援施設

・医療型児童発達支援施設

・情緒障害児短期治療施設通所部

→裏面もご確認ください!

○保育を必要とする事由と必要書類

該当する事由に応じて、必要書類を父母それぞれ1枚ずつご提出ください。

【例】父:会社勤務 母:妊娠・出産の場合

→「就労証明書」と「母子健康手帳の写し」を提出

保育必要事由	入所可能期間	必要書類		備考
就労 【月48時間以上】	4月～翌3月	会社員	・就労証明書	※会社員の方は就労証明書を職場等で記載してもらう必要があります。 ※農地基本台帳の写しは農地がある市町村の農業委員会で取得できます。
		自営業	・就労証明書 ※新規の場合は営業許可書の写しなど添付	
		農業	・就労証明書 ・農地基本台帳の写し	
		<就労証明書の注意事項> 雇用契約期間が短い場合は、更新の有無・時期が記載されているか確認します。更新の記載がなく契約が切れる場合は、再度の提出が必要となります。		
妊娠・出産	出産予定月の前後2か月を含む最大5か月	・母子健康手帳の写し		
保護者の疾病・障害	4月～翌3月	・医師の診断書(指定様式) ・各種障害者手帳の写し(該当者のみ)		前回該当した方のみあらかじめ用紙を同封しています。
親族の介護・看護 【月48時間以上】	4月～翌3月	介護・看護申立書 + 次のいずれか1つ ・医師の診断書 ・各種障害者手帳の写し ・介護保険証(要介護度の確認)		新たに該当する場合は町のホームページからダウンロードまたは福祉課へご連絡ください。
災害復旧	4月～翌3月	・申立書 ・罹災証明書		
求職活動	3か月	・ハローワーク登録カード ※お持ちの方のみ		
就学・職業訓練 【月48時間以上】	就学期間が終了する月の末日まで	・在学証明書 ・日程表、時間割表など		
育児休業	育児休業が終了する月の末日まで	・就労証明書 ※育休期間・復職日について記載があること 育児休業取得前から既に園を利用している場合のみ継続利用できます。		新規の場合、慣らし保育として、復職日の1か月前から入園できます。それ以前の入園はできません。
その他 (虐待・DV等)	福祉課へご相談ください			